評価基準

	1日平均増体量	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
	3	1	2
ヨークシャー種	745ｇ以上	29㎠以上	1.8cm以下
バークシャー種	745ｇ以上	29㎠以上	1.8cm以下
ランドレース種	910ｇ以上	32㎠以上	2.1cm以下
大ヨークシャー種	950ｇ以上	32㎠以上	2.0cm以下
ハンプシャー種	1,100ｇ以上	33㎠以上	2.5cm以下
デュロック種	1,100ｇ以上	33㎠以上	2.5cm以下
相対重要度			

○農林水産省告示第四百六十号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第百六条の規定に基づき、昭和三十七年七月二日農林省告示第八百五十一号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

７の２の様式中「第29条の３第１項」を「第29条の３第１項」に改め、同様式の注意事項６中「第29条の２第２項各号」を「第29条の３第２項各号」に改める。

７の３の様式中「第29条の３」を「第29条の４」に改める。

７の４の様式中「第29条の５第１項」を「第29条の６第１項」に改める。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第二十七号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十九条第一項及び第百十六条第一項の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律において使用する用語の例による。

（参考上限取引価格及び調整基準取引価格）

第二条　令和八年度の参考上限取引価格及び調整基準取引価格は、次の各号に掲げる価格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　参考上限取引価格　四千三百円

二　調整基準取引価格　千七百円

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（検討）

2　令和九年度から令和十二年度までの参考上限取引価格及び調整基準取引価格は、各年度の開始前に、次の各号に掲げる価格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を基礎とし、定めるものとする。

一　参考上限取引価格　当該各年度の前年度の参考上限取引価格の額に、一・〇三に当該各年度の国内企業物価指数の見通しの値（当該各年度の前年度において閣議の決定を経て定める経済見通しと経済財政運営の基本的態度について別添に掲げる当該各年度の国内企業物価指数の見通しの値をいう。以下同じ。）を加算した値を乗じて得た額

二　調整基準取引価格　当該各年度の前年度の調整基準取引価格の額に、一・〇三に当該各年度の国内企業物価指数の見通しの値を加算した値を乗じて得た額

評価基準

	1日平均増体量	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
	3	1	2
ヨークシャー種	745ｇ以上	30㎠以上	1.7cm以下
バークシャー種	745ｇ以上	30㎠以上	1.7cm以下
ランドレース種	910ｇ以上	35㎠以上	1.8cm以下
大ヨークシャー種	950ｇ以上	35㎠以上	1.6cm以下
ハンプシャー種	1,070ｇ以上	35㎠以上	2.0cm以下
デュロック種	1,070ｇ以上	35㎠以上	2.0cm以下
相対重要度			

○経済産業省告示第二十八号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第百十八条第四項の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準の一部を改正する告示

脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（令和六年経済産業省告示第百十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　対象事業活動支援に当たって機構が従うべき基準 機構の対象事業活動支援（債務保証、出資及び社債の引受け）の対象となる対象事業活動は、次の(1)から(5)までに定める基準をいずれも満たすこととする。 (1)　(略)	1　対象事業活動支援に当たって機構が従うべき基準 機構の対象事業活動支援（債務保証、出資及び社債の引受け）の対象となる対象事業活動は、次の(1)から(5)までに定める基準をいずれも満たすこととする。 (1)　(略)